

# 令和元年度「下請取引適正化推進講習会」について

## (受講者募集要領)

公正取引委員会  
中小企業庁

### 1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、下請取引を行う事業者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

### 2 講習会受講者の募集方法

#### (1) 一般公募

##### ア 公募方法

公正取引委員会及び中小企業庁等のホームページ，都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体，報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

##### イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は，公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

公正取引委員会主催分の申込みはこちらから→

[ここをクリックしてください。](#)

#### (2) 案内状による募集

##### ア 募集方法

講習会の対象となる事業者に対して，必要に応じ，案内状を送付して受講者を募集する。

##### イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は，公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

公正取引委員会主催分の申込みはこちらから→

[ここをクリックしてください。](#)

### 3 その他

(1) 本年度の講習会開催地，開催日時，申込先等は別紙1及び別紙2のとおりとする。

(2) 1事業者当たりの申込人数は，会場の収容数に鑑み，原則として2名以内とする。

ただし，別紙1及び別紙2の募集定員欄に○印のある開催場所は，1事業者当たりの人数制限はない。

(3) 講習会の対象は，下請法の適用対象となる事業者（物品の製造（加工を含む。），修理，情報成果物の作成又は役務提供（※）を業とする事業者）とする。

※ 建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は，下請法の適用対象とならない。

(4) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(5) 講習会の参加費は無料とする。

(6) 講習会の募集については，会場の都合により，定員になり次第締め切ることとする。

(7) 申込みの際に入手した個人情報，講習会業務以外の目的には使用しない。